

2007年9月19日
日本銀行

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の政策委員会決定をそれぞれ別紙1から8までのとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件は、本年9月30日に、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が施行されることに伴う措置です。

なお、今回の改正後の各政策委員会決定において引用される日本銀行法施行令第10条第1項は、参考に掲げるとおりです。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」
（平成18年4月11日決定）……………別紙1
2. 「国債の条件付売買基本要領」
（平成14年9月18日決定）……………別紙2
3. 「手形売出基本要領」
（平成12年4月27日決定）……………別紙3
4. 「短期国債売買基本要領」
（平成11年10月27日決定）……………別紙4
5. 「国債売買基本要領」
（平成11年3月25日決定）……………別紙5

6. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」
（平成 10 年 12 月 15 日決定）……………別紙 6
7. 「補完貸付制度基本要領」
（平成 13 年 2 月 28 日決定）……………別紙 7
8. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」
（平成 16 年 4 月 9 日決定）……………別紙 8

【参考】日本銀行法施行令第 10 条第 1 項^(注)

（一時貸付けの対象となる金融機関等）

第 10 条 法第 37 条第 1 項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第 37 条第 1 項に規定する金融機関
- 二 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）
- 三 金融商品取引法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社
- 四 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和 58 年政令第 181 号）第 1 条第 3 号に掲げる者

（注）「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 19 年政令第 233 号）第 55 条による改正後。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 菅野（03-3277-3768）
藤原（03-3277-2813）

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「手形売出基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 売出対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「短期国債売買基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「国債売買基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

2.(1)を横線のとおり改める。

2.貸付先

(1)貸付先となる条件は以下のとおりとする。

イ、金融機関(日本銀行法(平成9年法律第89号)第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第13項に規定する承継銀行を除く。)、証券会社金融商品取引業者(日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)、証券金融会社(同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。)または短資業者(同項第54号に規定する者をいう。)であること

ロ、略(不変)

ハ、略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、証券会社金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（同項日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第54号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（附則）

この一部改正は、平成19年9月30日から実施する。